

鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における運動及びスポーツ活動の拠点を確保し、地域住民の健康づくり及び交流の場を創出するため、総合型地域スポーツクラブ（以下「クラブ」という。）の設立に向けた準備を行う団体（以下「設立準備団体」という。）に対し、鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる団体（以下「補助対象団体」という。）は、営利を目的としない団体であつて、市内に事務所等を有し、かつ、活動する団体とする。

第3条 クラブは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 複数の種目を用意していること。
- (2) 地域の誰もが参加できること。
- (3) 定期的かつ継続的な活動を行うものであること。
- (4) 実施する種目の指導者を配置できること。
- (5) 地域住民が主体的に運営するものであること。
- (6) 営利を目的としない活動及び団体であること。
- (7) 市内を拠点として活動を行うものであること。

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、クラブが設立される日（当該クラブの設立総会の開催日をいう。）までに行われる次の事業とする。

- (1) 設立準備委員会の開催
- (2) 広報活動
- (3) 設立総会の開催
- (4) その他総合型地域スポーツクラブ創設に必要な活動（クラブ活動会員獲得のためのスポーツイベントの開催など）

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び期間は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）の定める要項、要領等に準じ、また、補助金の額は、振興センターの交付決定額に準じた金額とする。

(補助対象期間)

第6条 補助対象期間は、1補助対象団体当たり2年度を上限とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）により交付申請者へ通知するものとする。

(交付請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、交付決定通知書の定めるところに従い、鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、鎌倉市総合型地域スポーツクラブ創設支援事業費補助金額確定通知書(様式第5号)により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者に対し、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。